

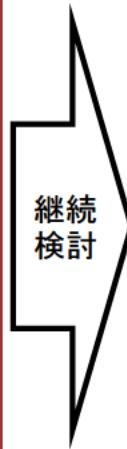
# 規制に係る政策評価の改善方策について(平成27年度)(概要)

## 【現状と課題】

- ◆ 規制の事前評価(規制によって発生する費用と便益を分析し、当該規制の導入が適切か評価するもの)は平成19年度から導入。
- ◆ 評価対象は法律又は政令による規制の新設・改廃であり、政府全体で毎年度100件前後の事前評価を実施。
- ◆ 政策評価制度部会において各府省の評価書を点検したところ、以下のような課題がみられた。
  - ① 単に評価書を作成するという事務作業となっており、政策意思決定過程において事前評価が活用されていない。
  - ② 費用・便益について定量化・金銭価値化がなされていないなど、事前評価書に記載する情報量が不足している。  
<第189回国会提出の法案に係る規制の事前評価書79件中定量化されているものは1件>
  - ③ 全ての規制に一律に評価を求めるのではなく、一部の規制案には簡素化した評価手法を導入するなど、メリハリのある評価となるよう検討が必要。

## 【改善方策(平成27年度)】

- ◆ 現行ガイドラインの枠組みの下、評価の質の確保に資する観点から、具体的な例を示しつつ、改善方策を提示。
  - ① ベースライン(比較対象となる規制の新設・改廃を行わなかった場合の状況)の適切な設定
  - ② 費用・便益の定量化・金銭価値化の方法(金銭価値化が困難な場合でも可能な限り定量化)
  - ③ 代替案(比較対象となる規制以外の手段、他の規制手法)の適切な設定



## 【平成28年度の主な検討項目】

- ◆ ガイドラインの改正も視野に、意思決定過程における評価の活用の促進、メリハリのある評価とする観点から、以下の事項について今後検討。
  - ① 政策意思決定過程での事前評価の活用
  - ② 簡素化した評価手法 <例えば国際条約に基づく規制など意思決定要素のないもの>
  - ③ レビュー(事後評価)の在り方
  - ④ 関係機関との連携 <規制改革会議の規制レビュー、公正取引委員会の競争状況への影響の把握・分析>

評価の質の向上、意思決定に活用されるメリハリのある評価の実施